

重度心身障害者医療助成制度の現状



1 重度心身障害者医療助成制度の概要

2 重度心身障害者医療助成制度の給付状況

3 障害者手帳交付者数からみた受給率の状況

4 制度の周知・広報について

重度心身障害者医療助成制度等の概要

事業名	重度心身障害児(者)医療助成制度	重度心身障害老人健康管理事業
制度創設	昭和50年	昭和58年
	(後期高齢者医療保険制度の被保険者以外)	(後期高齢者医療保険制度の被保険者)
対象者	次の①～⑦のいずれかに該当 ①身障手帳1・2級保持者 ②概ねIQ35以下の知的障害者 ③身障手帳3級保持かつ 概ねIQ50以下の重複障害者 ④精神手帳1級保持者	⑤精神手帳再認定の際に1級から2級となった 精神手帳2級保持者 ⑥精神手帳2級保持かつ身障手帳3級の重複障害者 ⑦精神手帳2級保持かつ概ねIQ50以下の重複障害者
所得制限	障害児福祉手当・特別障害者手当の所得制限額を適用 ※参考 2人世帯(本人と扶養義務者(配偶者等))の場合 〔 本人約570万円(給与収入)以下 かつ 扶養義務者約860万円(給与収入)以下 〕	
自己負担	なし	
負担割合	府1/2 市町村1/2	
当初予算 (R7)	約20.4億円	約10.6億円
受給者(R6.8.1)	約2.2万人	約2.2万人

最近の動向：重度心身障害者医療助成制度の拡充（令和6年8月～）

精神障害のある方を対象とした制度を創設（令和6年8月診療分～）

制度概要

- 助成対象者の入院・通院に係る医療費の自己負担なし（府1/2、市町村1/2）
- 所得制限：障害児福祉手当・特別障害者手当の所得制限額（※）を適用
(※) 2人世帯（本人と扶養義務者（配偶者等））の場合
本人：約570万円（給与収入）以下、かつ、扶養義務者：約860万円（給与収入）以下

助成対象

- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級を保持する方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級から2級へ等級変更となった方（次の手帳更新時まで）
- ・ 精神障害者保健福祉手帳2級保持、かつ、身体障害者手帳3級保持又は概ねIQ50以下の重複障害の方

障害等級の基本的なとらえ方

精神障害	1級	<ul style="list-style-type: none">○ 精神障害が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの※ 他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずことができない程度
参考	身体障害	<ul style="list-style-type: none">○ 心臓、腎臓等の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの○ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの○ 両上肢の機能を全廃のもの、視力の良い方の眼の視力が0.01以下のもの
		<ul style="list-style-type: none">○ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の障害により日常生活が極度に制限されるもの○ 両上肢のすべての指を欠くもの、視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの
知的障害 〔療育手帳〕	A	<ul style="list-style-type: none">○ IQが概ね35以下であって、次のいずれかに該当するもの ・食事、着脱衣、排便及び洗面等の日常生活の介助を必要とする。 ・異食、興奮などの問題行動を有する。○ IQが概ね50以下であって、盲、ろう、肢体不自由等を有するもの

(参考) 障害等級判定基準

身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
根拠	・身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号)	根拠	・療育手帳制度について (昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知) ※上記通知は技術的助言。 各府県が要綱等を定めている。	根拠	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)
1級	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心臓、腎臓等の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの ○ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの ○ 両上肢の機能を全廢のもの、視力の良い方の眼が0.01以下のもの 等 	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知能指数が概ね35以下であって、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする ・異食、興奮などの問題行動を有する ○ 知能指数が概ね50以下であって、盲、ろう、肢体不自由等を有する者 	1級	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ※ 他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度
2級	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の障害により日常生活が極度に制限されるもの ○ 両上肢のすべての指を欠くもの、視力の良い方の眼が0.02以上0.03以下のもの 等 	B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重度 (A) のもの以外 	2級	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ※ 必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な程度

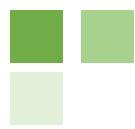
参照：身体障害者福祉法施行規則別表第5号
厚生労働省 療育手帳制度の概要
平成7年9月12日 厚生省保健医局長通知



府内市町村の取組状況

給付対象										所得制限			着色部分(●)は府制度			
身体障害			知的障害	身障	精神障害				精神2級かつ身体3級	精神2級かつIQ50以下	特別障害者手当	市町村民税非課税	なし	市町村		
身障1・2級	身障3級	身障4級	療育手帳A	療育手帳B	身障3級かつIQ50以下	精神1級	精神2級	精神3級	精神1→2級※次回更新時まで	精神2級かつ身体3級	精神2級かつIQ50以下	特別障害者手当	市町村民税非課税	なし	市町村	
●			●	●	●	●	●	●	●	●	●			5	京都市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市	
●			●	●	●	○	●	●	●	●	●	○		1	京田辺市（精神障害は障害年金1級または2級受給者が対象）	
●			●○	●	●		●	●	●	●	●	○※		2	宇治市（独自制度は年度末時点で満16歳以上が対象）、精華町	
											●			1	京丹後市	
●	○		●	●	●		●	●	●	●	●	○※		3	向日市、長岡京市、大山崎町	
											●		○	1	井手町	
●	○		●○	●	●		●	●	●	●	●			4	八幡市、木津川市、久御山町（独自制度は身障3級かつ療育Bが対象）、与謝野町	
●	○		●○	●	●		●	●	●	●	●	○※		1	伊根町	
●	○		●○	●	●		●	●	●	●	●	○		1	宇治田原町	
●	○		●○	●	●	○	●	●	●	●	●	○※		1	城陽市（独自制度は18歳未満が対象）	
●	○	○	●	●	●		●	●	●	●	●			2	和束町（独自制度は1/3補助）、南山城村（独自制度は1/2補助）	
●	○	○	●○	●	●		●	●	●	●	●	○※		1	笠置町	
●	○	○	●○	●	●	○	●	●	●	●	●			1	京丹波町	
●	○	○	●○	●	●	○○	●	●	●	●	●			2	福知山市、南丹市	

※市町村独自部分に係る所得制限



他府県の取組状況

給付対象							所得制限	自己負担額	都道府県
身障1級	身障2級	身障3級	身障3級内部	精神障害者	知的障害者				
					重度(A等)	中度(B1等)			
○	○	○	○	○	○	○	無	無	1 愛知県
								有	3 埼玉県、福井県、岐阜県
								有	3 長野県、広島県(※2)、長崎県
								有	4 秋田県、山梨県、三重県、和歌山県
								有	2 新潟県、山口県
○	○	○	○	○	○	○	無	3 宮城県、福島県、茨城県	
								有	4 北海道、青森県、東京都(※1)、静岡県
○	○	○			○	○	有	有	1 香川県
○	○	○	○	○	○	○	無	有	1 栃木県
								無	5 群馬県、石川県、京都府、鹿児島県、沖縄県(※2)
							有	有	16 岩手県、山形県、千葉県、神奈川県、富山県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県(※2)鳥取県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県
○	○				○	○	無	無	1 愛媛県
								有	2 徳島県、高知県
							有	有	1 宮崎県

(※1) 東京都は「愛の手帳」

(※2) 奈良県、広島県、沖縄県は精神障害者への助成は別制度



1 重度心身障害者医療助成制度の概要

2 重度心身障害者医療助成制度の給付状況

3 障害者手帳交付者数からみた受給率の状況

4 制度の周知・広報について



重度心身障害者医療助成制度の受給状況（京都府）

【受給者数】 ※各年12月末時点

(人)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
重度心身障害児（者）	22,652	22,756	22,816	22,292	21,431	22,757
重度心身障害老人	24,565	24,064	23,190	22,434	22,160	22,243

【給付額】

(百万円)

重度心身障害児（者）	4,021	3,845	3,890	3,818	3,860	3,946
重度心身障害老人	2,330	2,200	2,133	2,045	2,091	2,115

【レセプト件数】

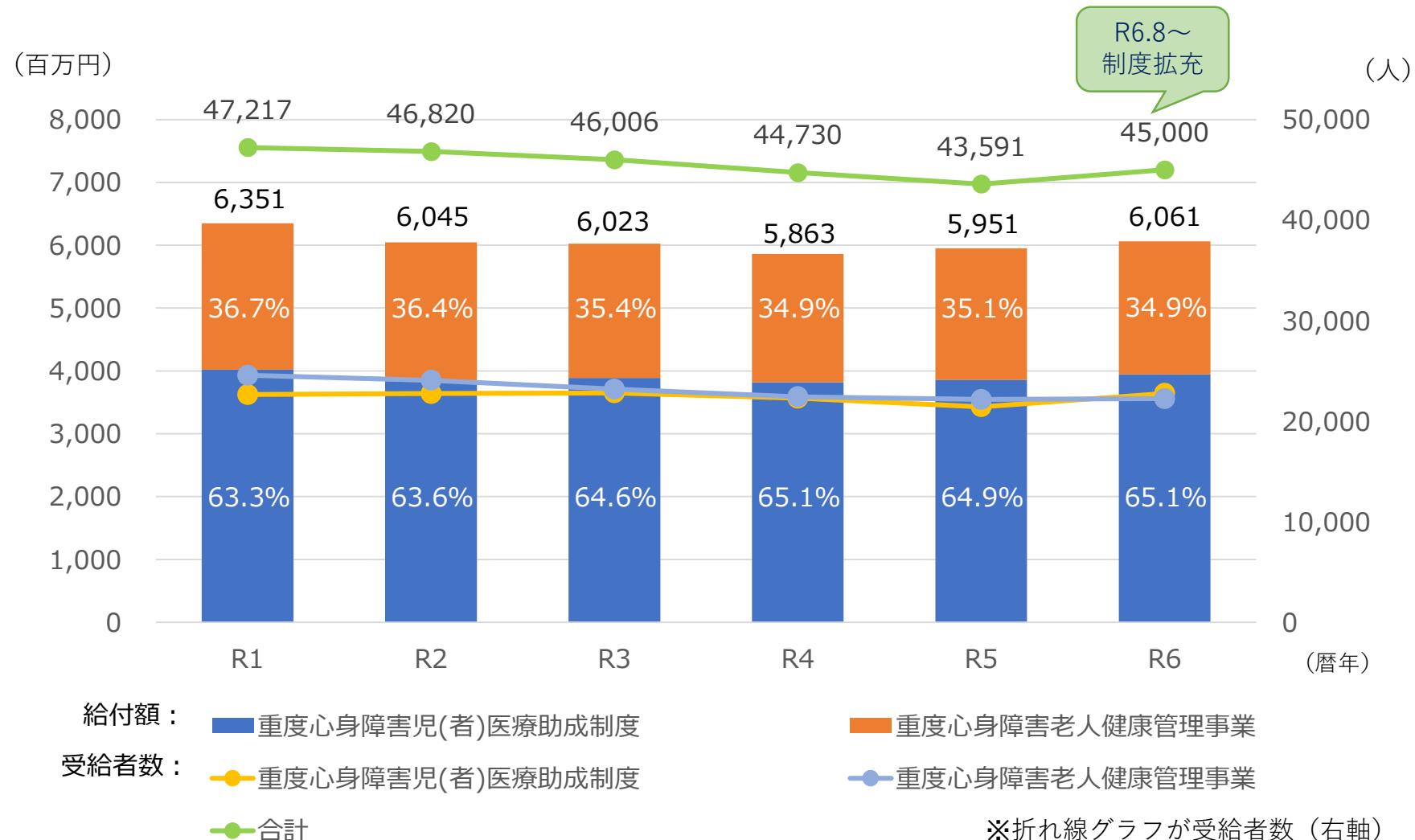
(千件)

重度心身障害児（者）	612	579	591	590	598	609
重度心身障害老人	773	732	726	711	712	715

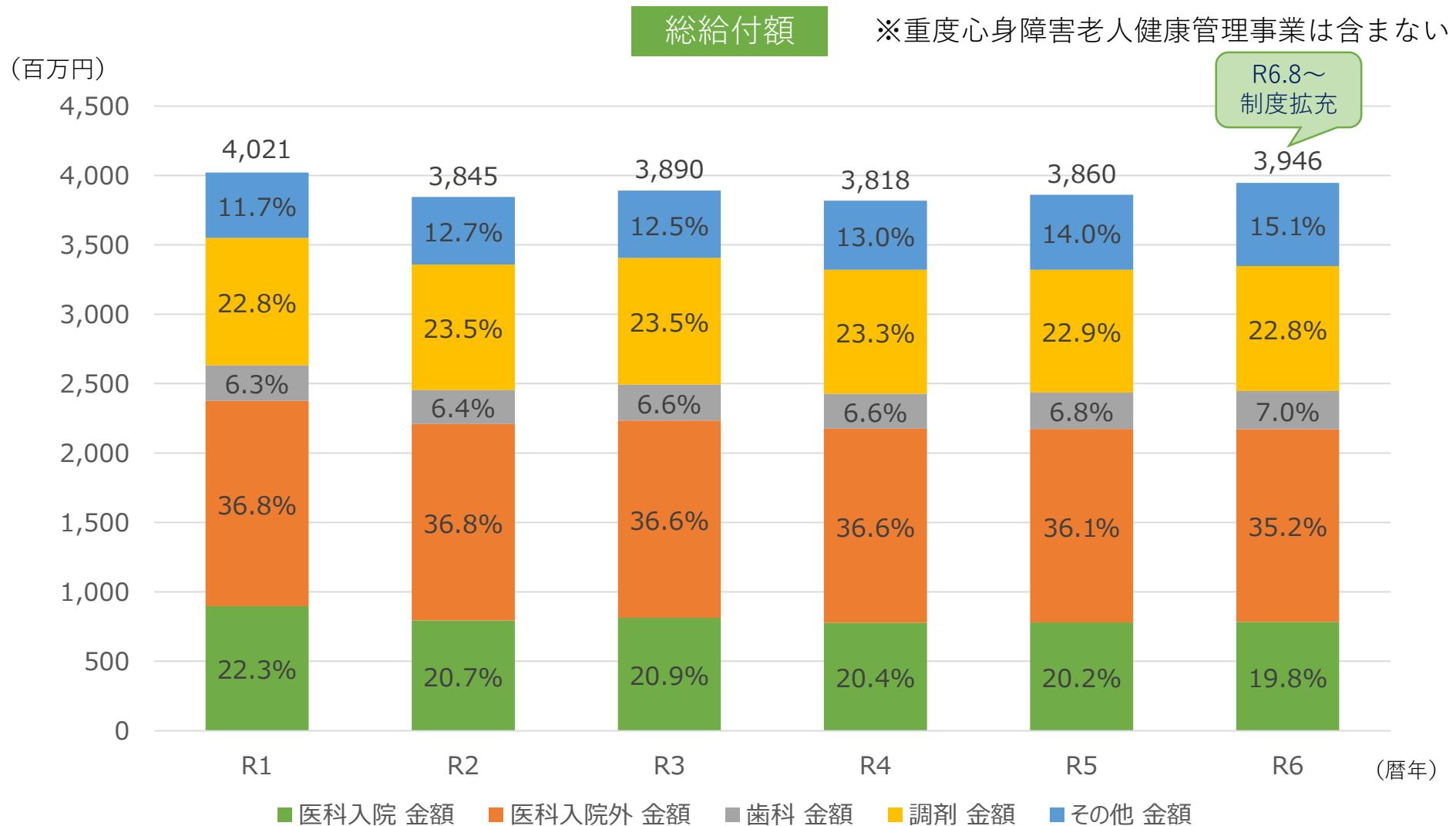


重度心身障害者医療助成制度の総給付額の状況

重度心身障害者医療助成制度の総給付額は、年間約60億円で推移している。



給付額の医療費区分別の状況





重度心身障害者医療助成制度の1人当たり年間給付額

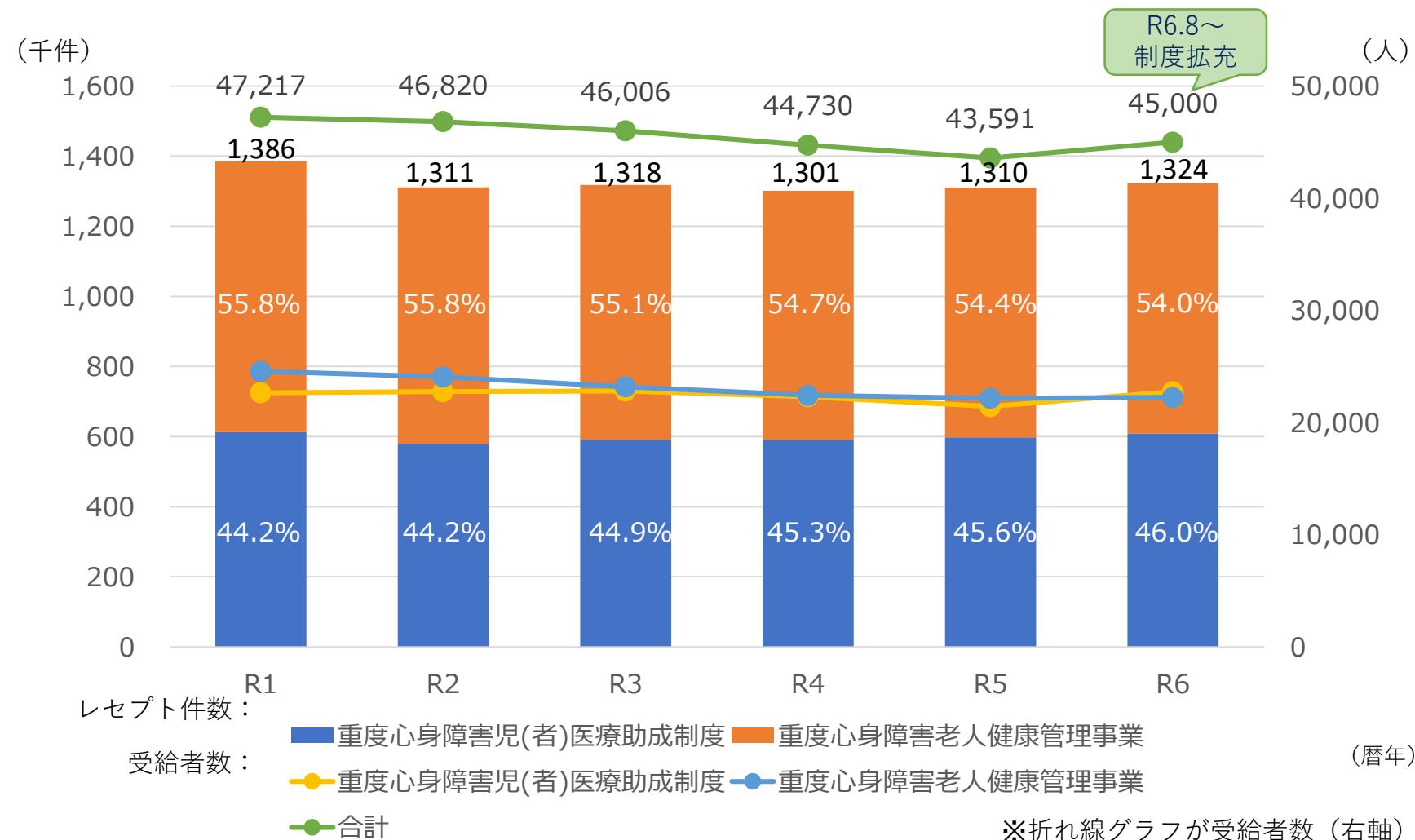


1人当たり年間給付額：年間総給付額／受給者数

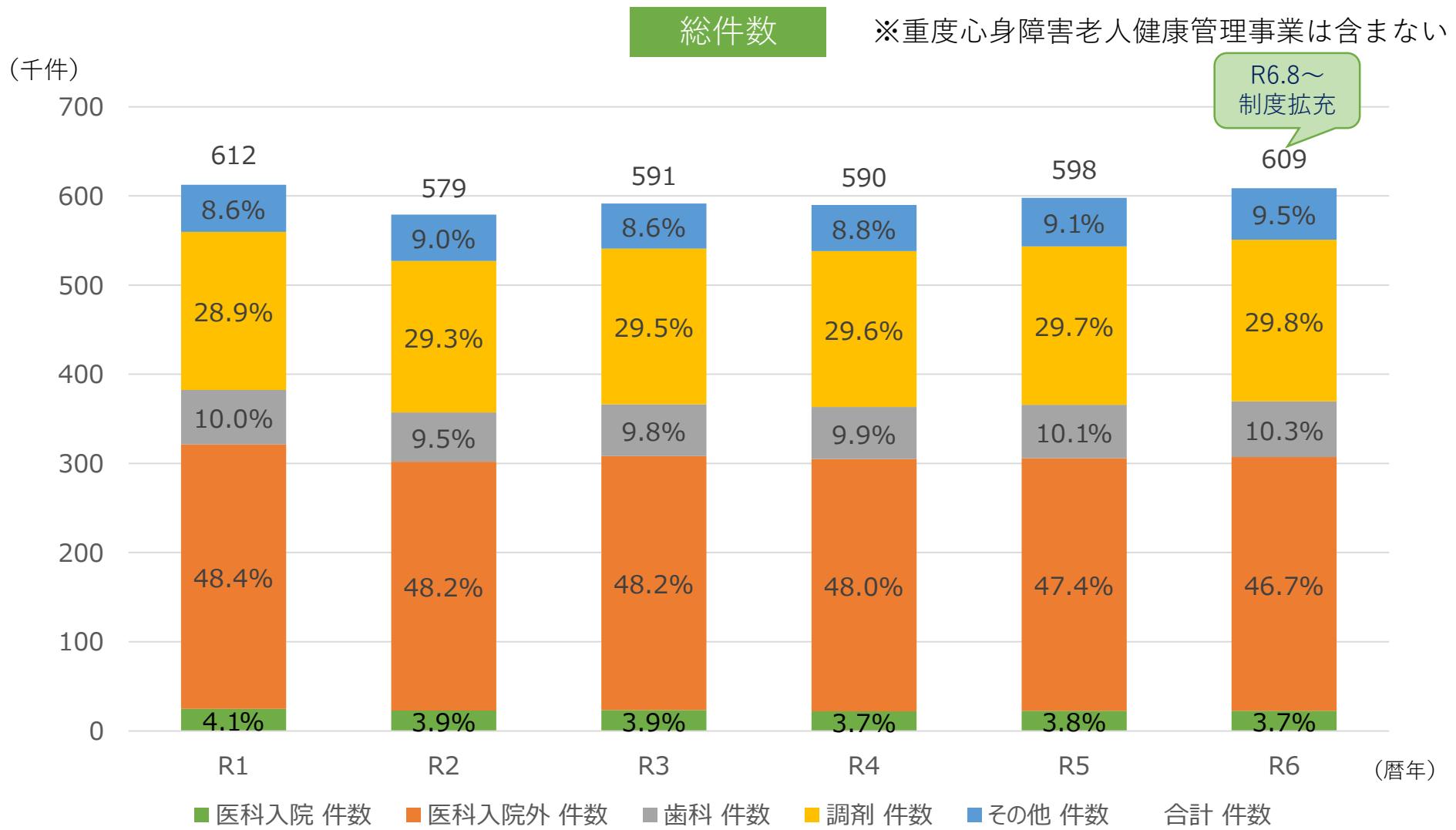


重度心身障害者医療助成制度の総レセプト件数の状況

重度心身障害者医療助成制度の総レセプト件数は、年間約130万件で推移している。

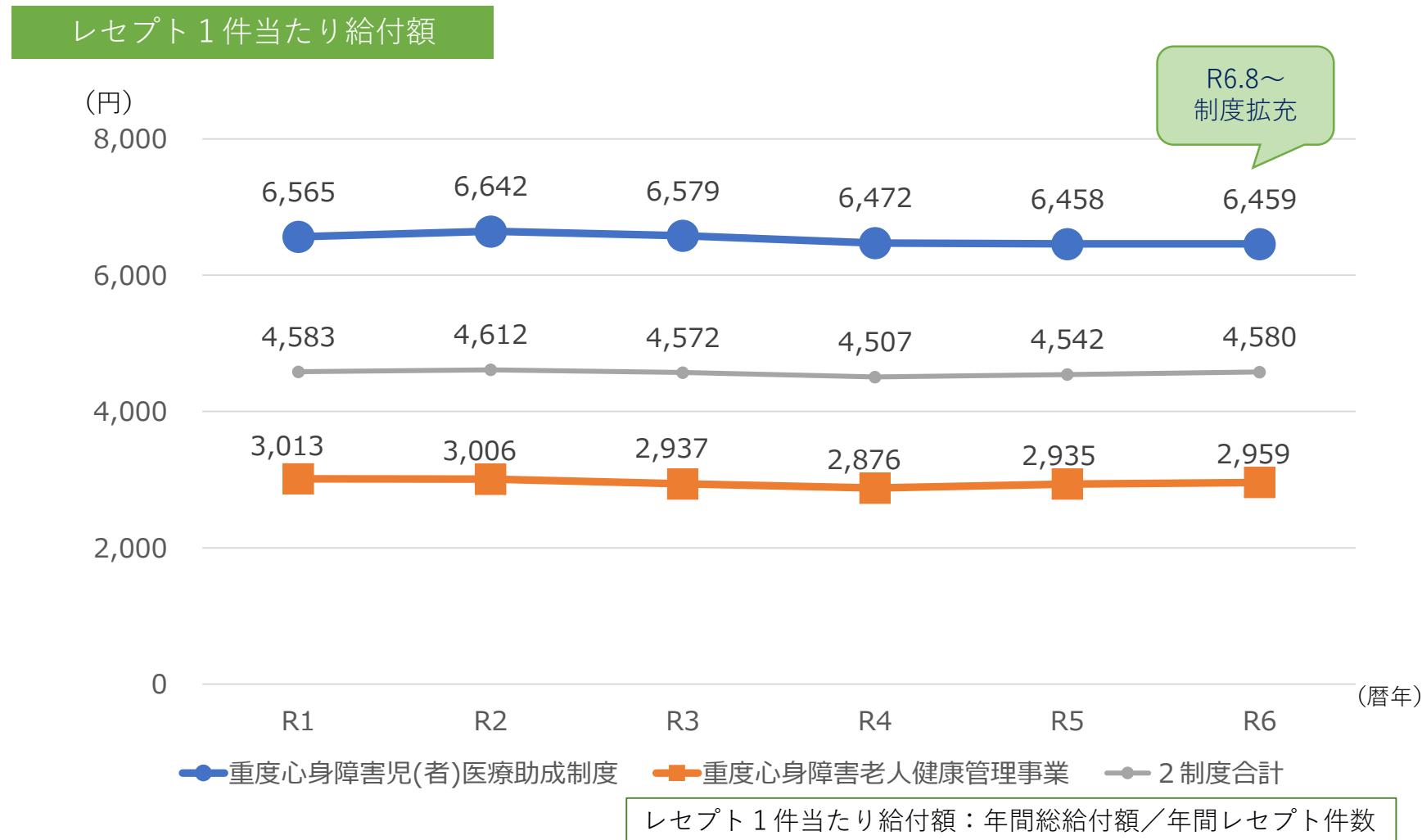


レセプト件数の医療費区分別の状況





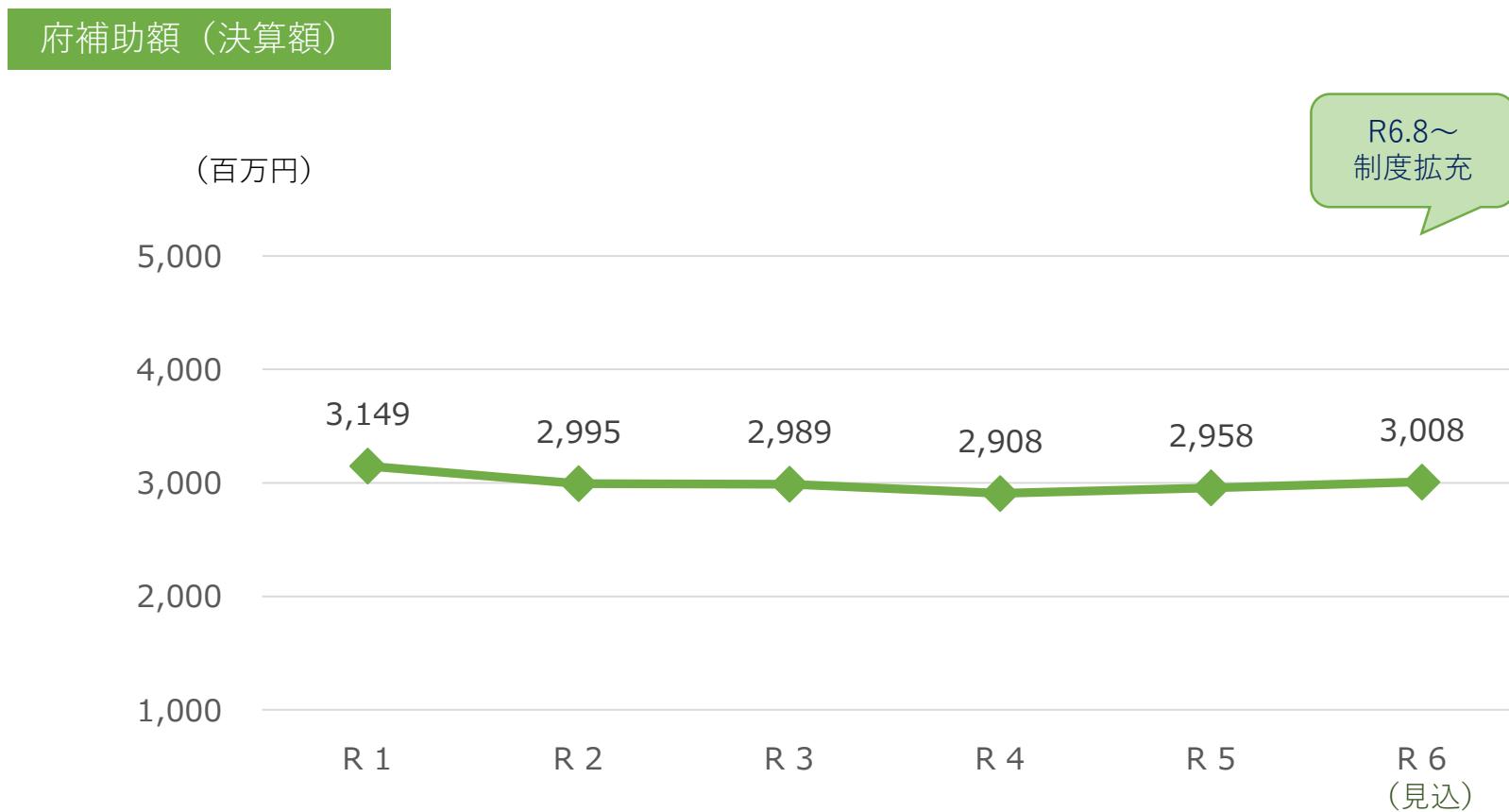
重度心身障害者医療助成制度のレセプト 1 件当たり給付額

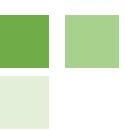




重度心身障害者医療助成制度の府補助額（決算額）の状況

障害者医療助成制度の府補助額（決算額）は、約30億円で推移している。





1

重度心身障害者医療助成制度の概要

2

重度心身障害者医療助成制度の給付状況

3

障害者手帳交付者数からみた受給率の状況

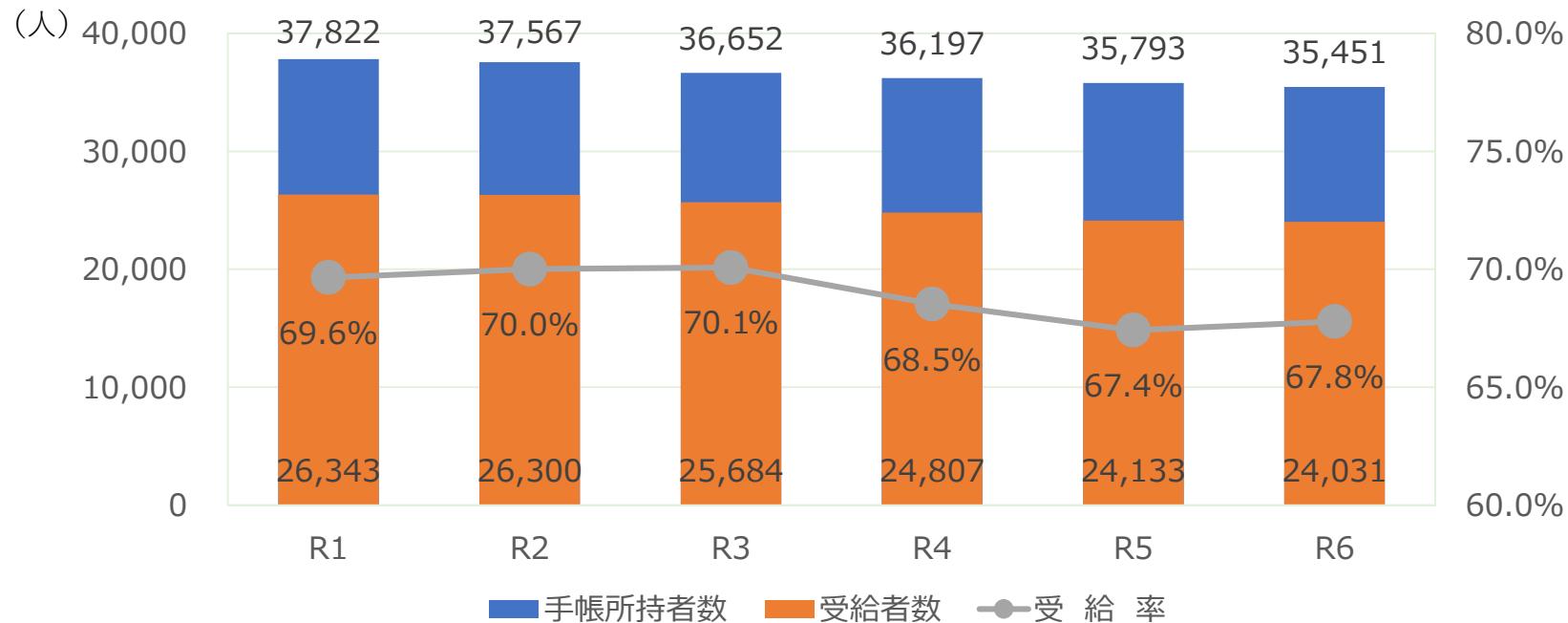
4

制度の周知・広報について



手帳交付者数と受給者数の状況①

身体障害者手帳 1級

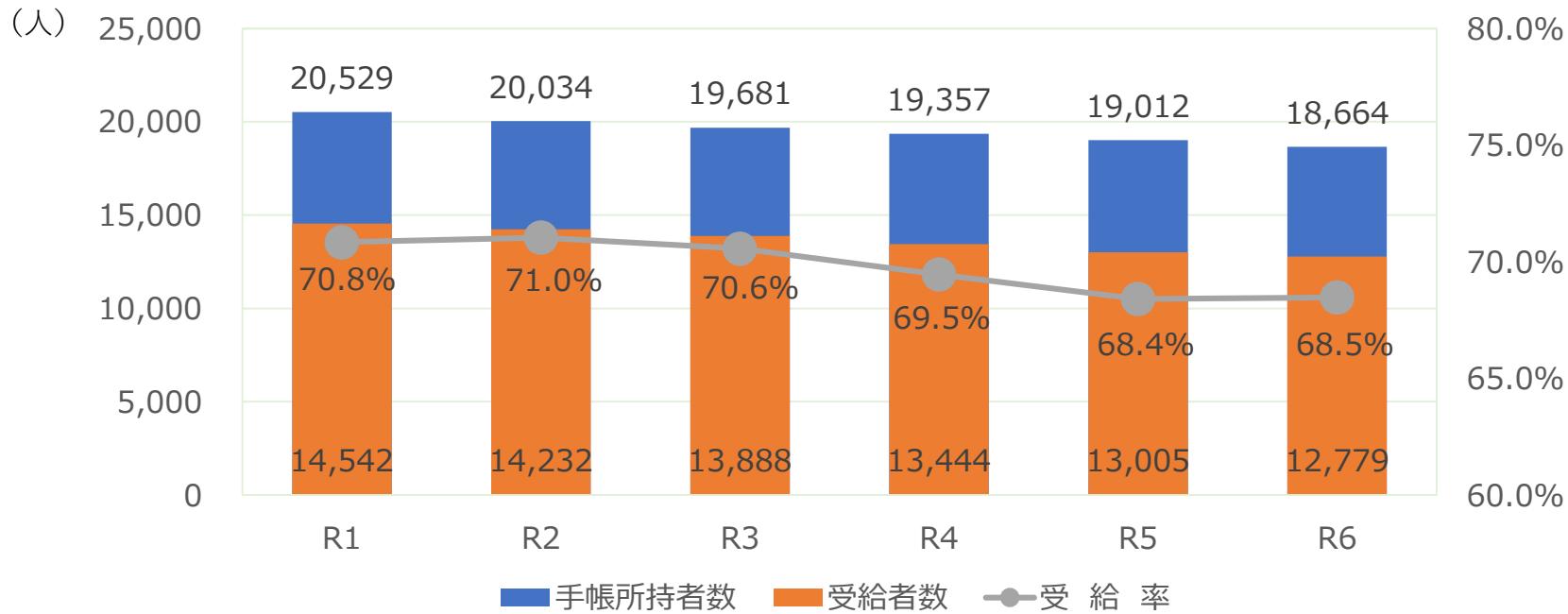


	R1	R2	R3	R4	R5	R6
手帳交付者数 (年度末)	37,822	37,567	36,652	36,197	35,793	35,451
障害者医療受給者数 (12月末時点)	26,343	26,300	25,684	24,807	24,133	24,031
受給率	69.6%	70.0%	70.1%	68.5%	67.4%	67.8%

出典：京都府調べ

手帳交付者数と受給者数の状況②

身体障害者手帳 2級

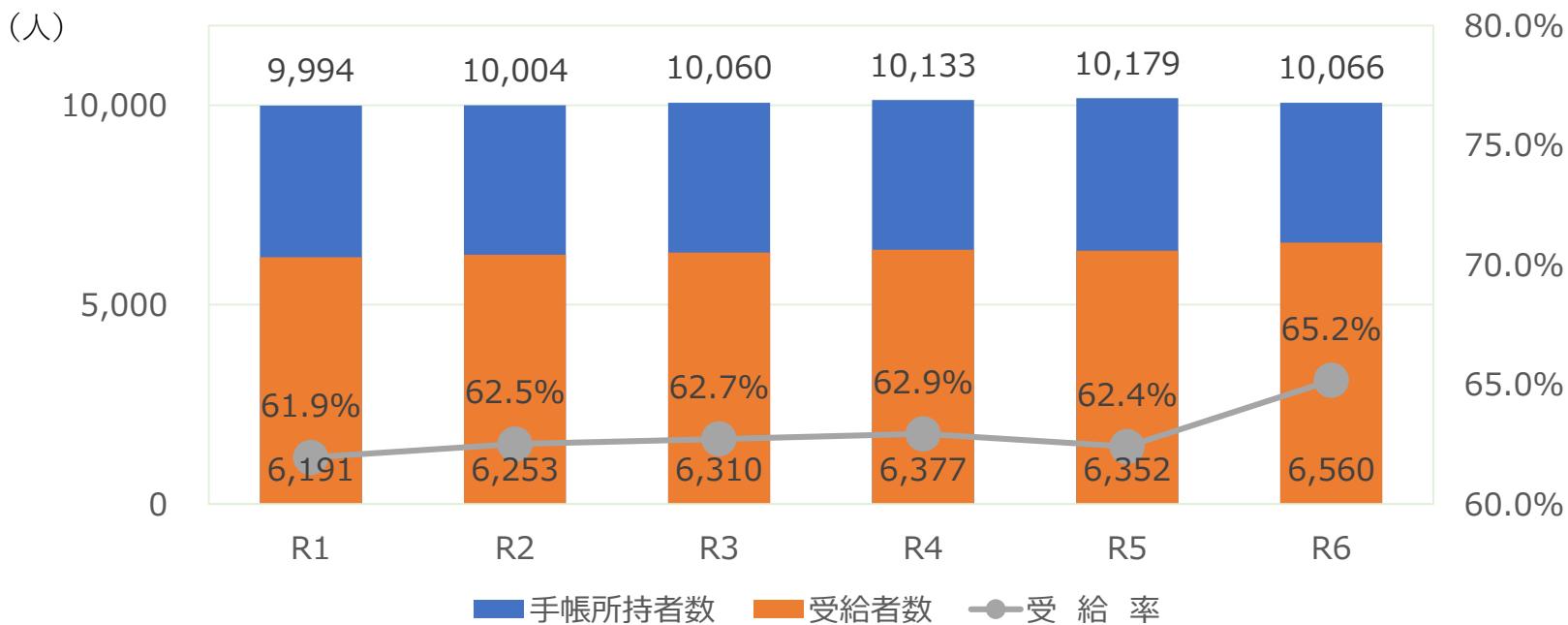


	R1	R2	R3	R4	R5	R6
手帳交付者数 (年度末)	20,529	20,034	19,681	19,357	19,012	18,664
障害者医療受給者数 (12月末時点)	14,542	14,232	13,888	13,444	13,005	12,779
受給率	70.8%	71.0%	70.6%	69.5%	68.4%	68.5%

出典：京都府調べ

手帳交付者数と受給者数の状況③

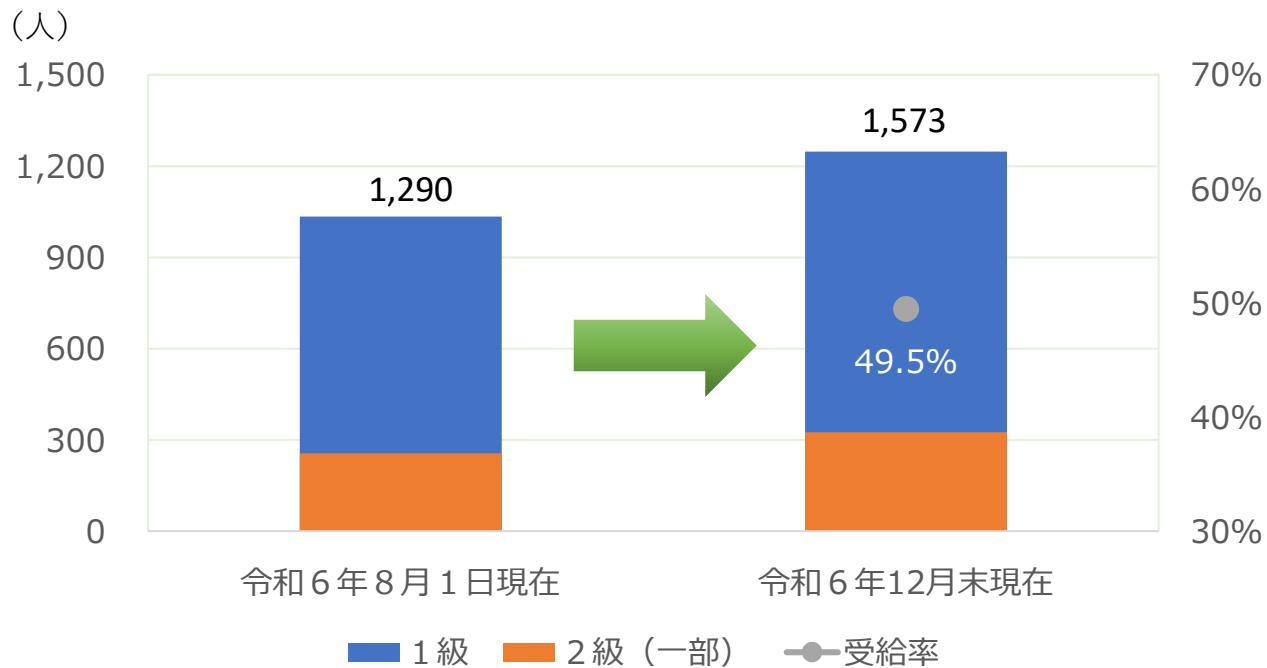
療育手帳 A



	R1	R2	R3	R4	R5	R6
手帳交付者数（年度末）	9,994	10,004	10,060	10,133	10,179	10,066
障害者医療受給者数（12月末時点）	6,191	6,253	6,310	6,377	6,352	6,560
受給率	61.9%	62.5%	62.7%	62.9%	62.4%	65.2%

出典：京都府調べ

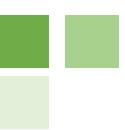
精神障害者の受給者数の状況 (R6.8~)



障害者医療受給者	R6年8月1日現在	R6年12月末現在
精神 1級	1,034	1,248
精神 2級 (一部)	256	325
合 計	1,290	1,573

(参考) 精神 1級手帳交付者数及び受給率

精神 1級手帳交付者数	—	2,523
精神 1級受給率	—	49.5%



1 重度心身障害者医療助成制度の概要

2 重度心身障害者医療助成制度の給付状況

3 障害者手帳交付者数からみた受給率の状況

4 制度の周知・広報について

精神障害のある方への対象拡充後の周知について

(1) 市町村の周知取組

制度開始時	制度開始以降
<ul style="list-style-type: none">申請書を送付案内、勧奨文書を送付	<ul style="list-style-type: none">手帳の新規申請、更新申請、交付時に窓口で制度案内

媒 体	市町村数	内 容 例
広報誌	23市町村	<ul style="list-style-type: none">広報誌に制度創設を広報
リーフレット・小冊子	8市町村	<ul style="list-style-type: none">制度案内チラシを市町村窓口に配架、手帳申請者に配布障がい者福祉の手引きに掲載制度創設に係るしおりを作成
ポスター	1 市町村	<ul style="list-style-type: none">医療関係団体を通じて医療機関に掲示依頼
その他	10市町村	<ul style="list-style-type: none">市町村HPに制度創設を掲載相談支援連絡会で周知

(2) 府の周知取組

媒体	内容
広報誌	きょうと府民だよりに掲載（4月号・7月号）
チラシ	制度創設の案内チラシを作成し、医療関係団体および市町村へ提供・周知協力を依頼 府HPに掲載
ホームページ	府HPに制度創設を掲載

安心

新規

精神障害の方々を対象とした医療費助成制度を創設

令和6年8月から開始予定
1億1,300万円規模

ポイント

内科や歯科など精神科以外を受診された場合の自己負担も軽減

身体障害・知的障害のある方と同じように医療保険各法に基づく入・通院の医療費の自己負担がなくなります。

▶ 市町村とともに実施する医療費助成制度です
▶ 所得制限があります

助成対象

精神障害者保健福祉手帳1級の方

精神障害者保健福祉手帳1級から2級へ障害等級が変更になった方
(次回更新時まで)

精神障害者保健福祉手帳2級、かつ、身体障害者手帳3級またはIQがおおむね50以下の重複障害のある方



きょうと府民だより（令和6年4月号掲載記事）

令和6年8月から精神に障害のある方への医療費助成制度が始まります

次のいずれかに該当する方が助成対象となります。

- ① 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- ② 精神障害者保健福祉手帳の更新の際に1級から2級に変更となった方
(次回更新時まで)
- ③ 精神障害者保健福祉手帳2級と身体障害者手帳3級を所持する方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳2級を所持し、IQが概ね50以下の方

Q.助成を受けるにはどうすればいいの？
A.お住まいの市町村で申請してください。

○ 医療費助成制度は、京都府からの助成も活用しながら、市町村が実施主体となり行っています。
○ 担当窓口で、受給認定要件を確認後、受給者証（後期高齢者医療制度の被保険者の方は対象者証シール）を発行いたします。

Q.障害等級以外の要件はどうなっているの？
A.所得制限を超えるなど、次の方は助成対象になりません。

○ 本人所得が基準額を超える方	例	扶養親族などの数	本人所得の基準額	扶養親族の基準額
○ 配偶者及び本人の生計を維持している扶養義務者（直系家族及び兄弟姉妹）の所得が基準額以上の方		0人	3,604,000円以下	6,281,000円未満
		1人	3,984,000円以下	6,530,000円未満
		2人	4,364,000円以下	6,749,000円未満
		3人	4,744,000円以下	6,962,000円未満

○ 生活保護法の医療扶助を受けている方
※令和6年4月現在の判断によって基準が変更になる可能性があります。

Q.助成内容はどうなっているの？
A.病院などで診察を受けた際に発生する医療費の自己負担相当分全額が助成されます。

○ 医療保険各法に基づく入院・通院の医療費の自己負担が全額助成されます。
(内科や歯科など精神科以外を受診された場合の自己負担も全額助成されます。)

○ 国の公費負担医療制度等をまずはご利用いただき、なお残る窓口負担額について、本制度をご活用ください。



京都府ホームページ